

群馬県いじめ問題等対策委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県いじめ問題等対策委員会運営要綱第3条第2項に基づき、群馬県いじめ問題等対策委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所（報道機関に所属する者にあつては、氏名並びに当該報道機関の名称及び所在地）を受付簿（別記様式第1号）に記入の上、傍聴券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の申込みの受付は、会議の開催時刻の30分前から会議開催場所の入口の前で行い、受付順に傍聴券を交付するものとする。ただし、会議の開催時刻となった場合には、受付を終了する。

(傍聴人数の制限等)

第3条 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、報道関係者で委員長が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に会議室に入場しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 三 酒気を帯びていると認められる者
- 四 その他会議を妨害することが予想される顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- 二 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の通信機器類は電源を切ること。
- 六 その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてビデオ、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長が必要があると認める者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議において非公開にする旨の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第9条 傍聴人は、委員長から指示があったときは、これに従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときはこれを抑止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月13日から施行する。